

大学院共通科目・他研究科授業科目等の履修及び修了要件への単位認定について

①大学院共通科目・他研究科授業科目等の履修について

研究指導教員が教育上有益と認めた場合は、下記の授業科目を年間 10 単位まで履修できます。履修を希望する学生は履修申請を行う前に、研究指導教員の承諾を得た上で、専攻長の承認を受け「授業科目履修届」等を提出しなければなりません。

※ 平成 29 年 7 月 1 日から、授業担当教員の承諾は不要となりました。

- 博士前期課程の学生

大学院共通科目、他の研究科及び学群の授業科目

- 平成 27 年度以降に入学した博士後期課程の学生

大学院共通科目、他の研究科及び図書館情報メディア専攻博士前期課程の授業科目

- 平成 26 年度以前に入学した博士後期課程の学生

図書館情報メディア専攻博士前期課程の講義科目

《提出書類》

- ・授業科目履修届・・・大学院教務の窓口で配付
- ・授業科目のシラバス・・・ウェブサイトから各自で印刷

《提出先》

図書館情報エリア支援室大学院教務

②修了要件への単位認定について

- 博士前期課程の学生

上記①で修得した単位については、大学院共通科目は 4 単位を上限に、他の研究科の講義科目及び入学前における既修得単位と合わせて 8 単位までを限度として、修了要件の単位として認めることができます。

(但し、平成 23 年度から平成 25 年度の入学者については、大学院共通科目及び他の研究科の講義科目に限り、入学前における既修得単位と合わせて 8 単位までを限度として、修了要件の単位として認めることができます。)

- 平成 27 年度以降に入学した博士後期課程の学生

上記①で修得した単位については、大学院共通科目生命・環境・研究倫理科目群から修得した単位については、講義科目に代えて 2 単位を上限に、修了要件の単位として認めることができます。

なお、それ以外の科目（図書館情報メディア専攻博士前期課程及び他の研究科等の授業科目）は修了の要件となる単位として認めることはできません。

- **平成 26 年度以前に入学した博士後期課程の学生**

上記①で修得した単位については、修了の要件となる単位として認めることはできません。

③修了要件への単位認定申請について

修了要件として認定を希望する場合には申請書類を下記期間に提出してください。

- **博士前期課程の学生及び平成 27 年度以降に入学した博士後期課程の学生共通**

《申請書類》

- ・既修得単位認定申請書・・・大学院教務の窓口で配付
- ・成績証明書・・・証明書発行機にて各自で取得
- ・授業科目のシラバス・・・ウェブサイトから各自で印刷
- ・申立書(様式任意)

④入学前に大学院において修得した単位認定申請について *再受付

本学入学前に大学院において修得した単位の認定を希望する場合には申請書類を下記期間に提出してください。

《申請書類》

- ・単位認定申請書・・・大学院教務の窓口で配付
- ・成績証明書・・・証明書発行機にて各自で取得
- ・授業科目のシラバス・・・ウェブサイトから各自で印刷

③ ④の申請期間及び提出先

《申請期間》

平成 29 年 8 月 30 日(水)～9 月 5 日(火)

平成 30 年 1 月 18 日(木)～1 月 24 日(水)

《提出先》

図書館情報エリア支援室大学院教務

平成 29 年 6 月 29 日
図書館情報エリア支援室大学院教務